

平成25年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料

建設委員会

【議案関係】

- 都市計画課 風致地区における建築等の規制に関する条例を
廃止する条例案について 1
- 道路課 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する
条例案について 2
- 建築住宅課 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の
一部を改正する条例案について 3

【所管関係】

- 河川砂防課 成瀬ダムの検証結果について 4
- 河川砂防課 秋田県沿岸津波対策について 5

風致地区内における建築等の規制に関する条例 を廃止する条例案について

平成25年2月15日
都市計画課

次の理由により、県条例を廃止する。

- ① いわゆる地域主権改革第2次一括法により関係政令が改正され、一の市町村に係る10ha以上の風致地区に係る規制権限が、県から市町村に移譲されたこと（複数市町村にわたる10ha以上の地区に係る権限のみ、県に留保）。
- ② 権限移譲を受ける関係市において、必要な条例が整備されたこと。
- ③ 現在、県条例で規制すべき風致地区はなく、県や市町村の都市計画の将来構想から今後も新規決定の見込みがないこと。

[参考]

○権限移譲の内容

区 分	10ha未満地区	10ha以上地区(単独)	10ha以上地区(複数)
政令改正前	市町村	県	
政令改正後	市町村		県

○関係市の条例整備状況

関 係 市	整 備 状 況
由利本荘市、にかほ市、横手市、湯沢市	平成23年度内に整備済み
秋田市	平成24年12月に制定済み (平成25年4月1日施行)

○本県の風致地区

市町村	10ha未満	10ha以上(単独)	10ha以上(複数)
秋田市	0	9	0
由利本荘市	0	2	0
にかほ市	2	1	0
横手市	1	1	0
湯沢市	1	2	0
計	4	15	0

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成25年2月15日
道 路 課

1 背 景

再生エネルギーへの関心の高まり及び東日本大震災における津波被害を受け、太陽光発電設備、風力発電設備及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「太陽光発電設備等」という。）を占用許可対象物件として追加するため道路法施行令（昭和27年政令第479号）が一部改正された。

2 改正理由

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号）による道路法施行令の一部改正により、太陽光発電設備等による道路の占用に係る占用料の額を定める等の必要がある。

3 改正内容

- (1) 引用している道路法施行令の条項を改める。（第3条及び別表関係）
- (2) 太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設に係る占用料の額を次のとおりとする。（別表関係）

(単位：占用面積1平方メートルにつき1年)

占用物件	占用料の額	
	所在地	
	市	町村
太陽光発電設備及び風力発電設備	1,000円	820円
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（※）	近傍類似の土地の時価に0.028を乗じて得た額	

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

※津波避難施設の例

「津波避難タワー」を道路の未利用地や法面に設置する場合等が想定される。

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の 一部を改正する条例案について

平成25年2月15日
建築住宅課

1 改正理由

長期優良住宅建築等計画の認定に係る申請の実態に鑑み、建築しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを証する書類（適合証）を提出する場合の手数料の額を新たに定める。

2 改正内容

適合証を提出する場合の認定申請等に係る手数料の額を次のとおり定める。

＜例＞ 対象住宅の区分	認定申請手数料の額（1件につき）		
	改正前	改正後	
		適合証なし	適合証あり
一戸建ての住宅	45,000円	45,000円	17,000円
共同住宅等（例：30戸）	319,000円	319,000円	86,000円

※ 変更認定申請手数料は、認定申請手数料の額の1/2とする。

3 施行期日 平成25年4月1日

＜参考＞長期優良住宅建築等計画の認定制度について

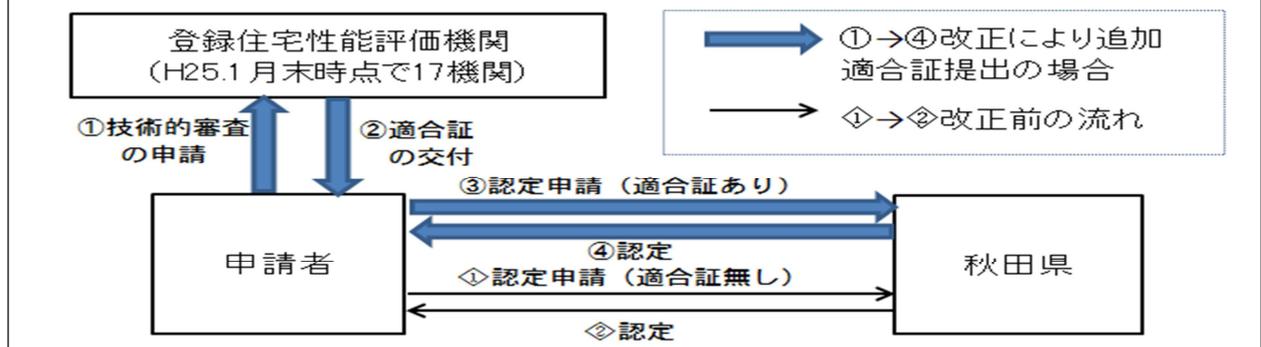
○ 制度概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（H21.6.4施行）に基づく長期優良住宅（長期にわたり良好な状態で使用可能な優良な住宅）として、建築等の計画の認定を受けることで、税制上の特例が適用される。

○ 認定基準

- ・長期に使用するための構造及び設備であること。（劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー対策、高齢者対策、維持管理・更新の容易性）
- ・良好な居住環境への配慮がなされていること。
- ・一定の住戸面積であること。
- ・建築及び維持保全の方法、期間が適切であること。

○ 申請の流れ



成瀬ダムの検証結果について

平成25年2月15日
河川砂防課

1. 概要

成瀬ダム事業については、平成22年度からダム以外の幅広い治水対策案を立案し、総合的に評価する「ダム検証」が実施された。

東北地方整備局は、平成24年11月までに「検討の場」を5回開催し、治水、利水、流水の正常機能を維持の目的別に評価を行った結果「成瀬ダム案」が有利となり、「成瀬ダムは継続」という対応方針（案）を国土交通省へ報告した。

その後、国の有識者会議を経て、平成25年1月25日、国土交通省は事業継続を決定した。

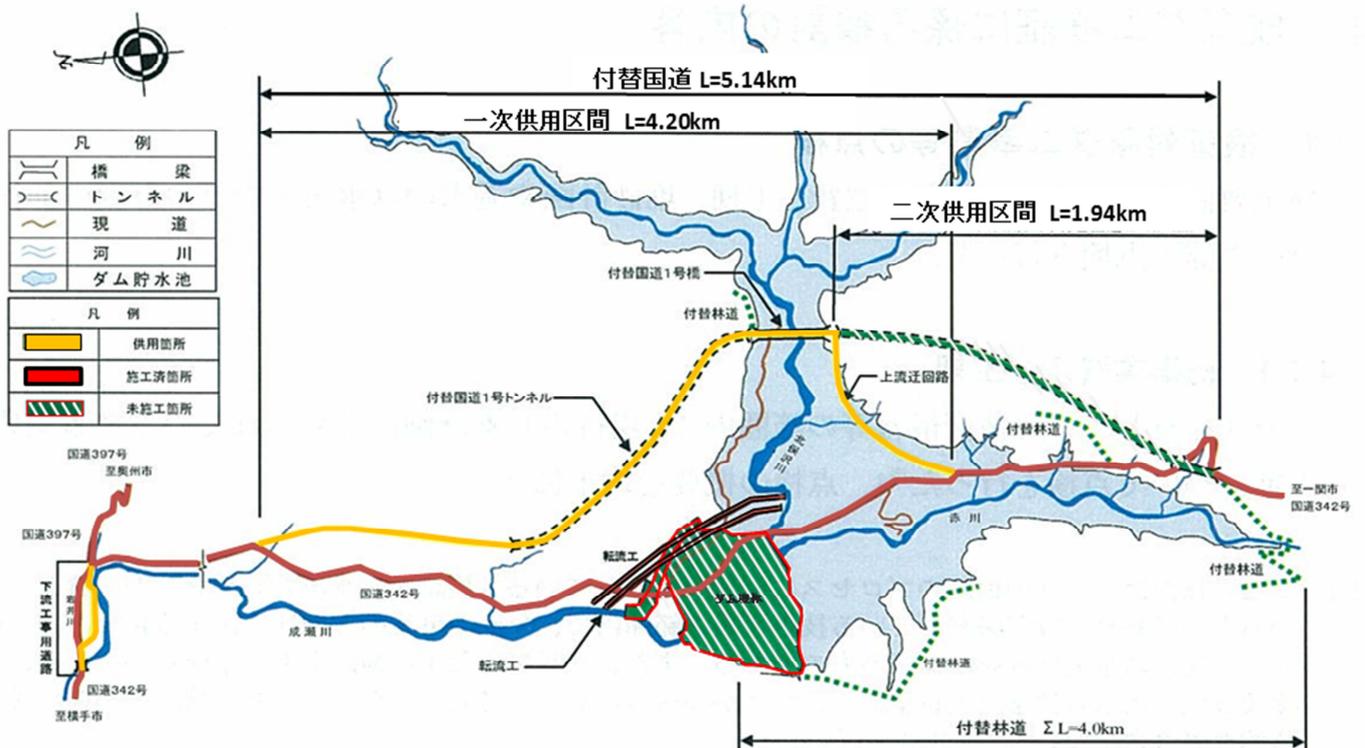
2. 今後の予定

本体工事

- ・ 工事用道路（盛立材料、掘削により発生した土を運ぶための工事用道路）
- ・ 堤体工（ロック材、コア材等を盛り立てて、ダム堤体を築造する工事）
- ・ 管理設備（ダム管理上必要な雨量・水位観測施設や警報設備など）

付替道路工事

- ・ 国道342号（二次供用区間）、林道の付替を行う工事



成瀬ダム事業進捗状況

秋田県沿岸津波対策について

平成25年2月15日
河川砂防課

1. 概要

東北地方太平洋沖地震を受け、住民避難に資する「最大クラスの津波」の津波高さや浸水範囲について「地震被害想定調査委員会・津波部会」にて検討され、平成24年12月28日に市町村に情報提供された。

今回は、海岸保全施設や河川堤防等の津波対策に資する「発生頻度の高い津波」（数十年から百数十年に一度程度発生すると想定される）について、「秋田県沿岸津波対策検討会」を設置し、津波水位を設定する。

2. 検討会の構成

(1) 委員長

・秋田大学大学院教授 松富 英夫

(2) 委員

・秋田大学 ・国土交通省（河川国道事務所・港湾事務所） ・県関係課

(3) オブザーバー

・国土交通省東北地方整備局（河川・港湾） ・沿岸8市町関係者

3. 検討スケジュール（予定）

年度内に3回程度開催し津波水位を設定する。

- ・第1回・・・平成25年1月11日
- ・第2回・・・平成25年2月下旬
- ・第3回・・・平成25年3月下旬

4. 今後の進め方

発生頻度の高い津波の検討

地域海岸の設定
海岸及び河川への遡上高シミュレーション
発生頻度の高い津波水位の設定

秋田県沿岸津波対策検討会



各施設管理者による整備（ハード対策）

【参考】

最大クラスの津波の検討

既往資料の収集整理・解析手法の検討
震源域の設定・浸水域シミュレーション
被害想定

地震被害想定調査委員会



市町村への情報提供（H24.12.28）